

# 青森県報

第四千四百三十五号

平成三十年  
四月九日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………(同) ……一

### 公 告

- 肥料登録事項の変更……………(食の安全・安心推進課) ……二
- 出先機関
- 土地改良区の役員の内任……………(西北地域県民局) ……三
- 土地改良区の定款変更の認可……………(上北地域県民局) ……三
- 右……………(同) ……三
- 土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……三
- 教育委員会
- 県文化財の指定……………(文化課) ……三
- 収用委員会
- 公示による通知……………(監理課) ……三
- 右……………(同) ……四

## 告

## 示

### 青森県告示第二百四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成三十年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
アーチ薬局いたやなぎ	北津軽郡板柳町大字福野田字実田五三の八	平成 三〇・四・一
ハッピー訪問看護ステーション	三沢市字古間木山一四一の一八四	〃

### 青森県告示第二百五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(精神通院医療)から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成三十年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	ささくりニック	八戸市大字田向字間ノ田六四の一	平成 三〇・二・一〇
変更後		八戸市田向一丁目六の七	
変更前	あい薬局市民病院前店	八戸市大字田向字毘沙門前一の二	〃
変更後		八戸市田向二丁目七の一〇	

公 告

肥料登録事項の変更

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり登録事項の変更の届出があったので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成三十年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
イオン薬局八戸田向店	八戸市大字田向字毘沙門平二七の一	八戸市田向一丁目六の八	八戸市大字田向字間ノ田六四の二	八戸市田向三丁目一の一	八戸市大字田向字毘沙門平一	八戸市田向五丁目二二の一七	八戸市大字田向字冷水二三の一	八戸市田向二丁目一二の八	八戸市大字田向字毘沙門平三二の一
八戸市田向三丁目五の一	八戸市田向三丁目五の一	八戸市田向三丁目五の一	八戸市田向三丁目五の一	八戸市田向三丁目五の一	八戸市田向三丁目五の一	八戸市田向三丁目五の一	八戸市田向三丁目五の一	八戸市田向三丁目五の一	八戸市田向三丁目五の一

登録番号	肥料類の名称	生産業者の名称及び住所	保証成分量（パーセント）	変更前	変更後	変更年月日
------	--------	-------------	--------------	-----	-----	-------

出 先 機 関

青森県第三七九号	混合堆肥複合肥料	パワーストリー	株式会社農産技研	りん酸全量 二・〇	りん酸全量 二・〇	平成三〇・三・三
青森県第三七九号	混合堆肥複合肥料	パワーストリー	株式会社農産技研	りん酸全量 二・〇	りん酸全量 二・〇	平成三〇・三・三
青森県第三七九号	混合堆肥複合肥料	パワーストリー	株式会社農産技研	りん酸全量 二・〇	りん酸全量 二・〇	平成三〇・三・三
青森県第三七九号	混合堆肥複合肥料	パワーストリー	株式会社農産技研	りん酸全量 二・〇	りん酸全量 二・〇	平成三〇・三・三
青森県第三七九号	混合堆肥複合肥料	パワーストリー	株式会社農産技研	りん酸全量 二・〇	りん酸全量 二・〇	平成三〇・三・三

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴沢土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年四月九日

西北地域県民局長 平野 義一

役員 区分	氏名	住 所	退任の年月日
理事	長谷川健治	西津軽郡鰯ヶ沢町大字北浮田町字今須一五四の四	平成二九・三・三三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土場川土地改良区の定款の変更を平成三十年三月二十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年四月九日

上北地域県民局長 櫻庭 憲司

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥瀬堰土地改良区の定款の変更を平成三十年三月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年四月九日

上北地域県民局長 櫻庭 憲司

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、荒

屋平土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成三十年三月二十八日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成三十年四月九日

上北地域県民局長 櫻庭 憲司

事業名 維持管理

教育委員会

青森県教育委員会告示第三号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県天然記念物に指定する。

平成三十年四月九日

青森県教育委員会

種別	名 称	員数	所 在 地	所 有 者
県天然記念物	銀杏木窪の大銀杏	一本	三戸郡階上町大字道仏字銀杏木窪	上澤 弥志郎
県天然記念物	平のサイカチ	一株	三戸郡階上町大字角柄折字平三番地	平野 建悟

収用委員会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第

六条第三項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成三十年四月九日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 通知すべき書類の名称

審理の開始について（通知）

二 通知を受けるべき者

別表のとおり

三 通知すべき書類の保管場所

青森県土整備部監理課内

四 その他

一の書類は、平成三十年四月二十四日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所
工藤 正文	住所不明 ただし、住民票上の住所地 青森県むつ市松原町9番45号

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成三十年四月九日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 通知すべき書類の名称

審理の開始について（通知）  
二 通知を受けるべき者  
別表のとおり

三 通知すべき書類の保管場所

青森県土整備部監理課内

四 その他

一の書類は、平成三十年四月二十四日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所
葛西 晴彦	住所不明 ただし、住民票上の住所地 東京都新宿区百人町4丁目5番15-306号
工藤 正文	住所不明 ただし、住民票上の住所地 青森県むつ市松原町9番45号
船木 千佳子	住所不明 ただし、住民票上の住所地 愛知県知立市西町新川34番地6 新川コーポ 12号

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭